

鹿嶋市インターンシップ実施要領

1 目的

鹿嶋市（以下「市」という。）は、開かれた市政の一環として、学校教育法における高等学校、短期大学、専門学校、大学及び大学院（以下「学校」という。）に在学する学生を対象に自治体の就業体験を通じて地方自治への理解を深め、職業意識の高揚を図り、将来の進路の選択に向けた職業体験の機会を提供する。

2 覚書の締結

市は、インターンシップを受入れる学校とインターンシップ期間中に起きた事故の損害に対する補償、秘密の漏洩の禁止等を定めたインターンシップに関する覚書（様式1）を締結するものとする。

3 実施期間

実務を体験させる期間は、市長が必要と認める期間とする。また、実施日については、インターンシップ受入れの内定を受けた学生（以下「実習生」という。）と受入部署の調整によるものとする。

4 受入人数

実習生の受入人数は、受入部署と調整のうえ決定する。

5 受入部署

受入部署は、原則として市のすべての部署とするが、業務の都合により指定する場合もある。（ただし、各部署に1人程度）

6 申請方法

インターンシップを希望する学生は、必ず在籍する学校のインターンシップ担当課に申込みに対する了承を得た上で、別に定める方法により申込みを行うものとする。

7 受入れの決定

市は、学生からインターンシップの申込みがあった場合には、選考を行い受入れの可否を決定し、学校及び学生へインターンシップ選考結果通知書（様式3）をもって通知するものとする。

8 実習生の身分及び処遇

実習生には市職員の身分は付与しないものとし、賃金、報酬、手当等その他一切の金品を支給しない。

9 実習参加に当たっての遵守事項

実習生は、地方公務員法その他の法令（鹿嶋市条例及び規則等を含む。）及びこの要領に基づき、実習指導員の指揮、監督、助言等に従うことについて誓約書（様式4）に署名等を行い、これらを遵守しなければならない。

- (1) 実習中は実習に専念し、実習指導員の指示に従い、積極的な姿勢で臨むこと。
- (2) 市の信用を傷つけたり、不名誉となるような行為をしたりしないこと。
- (3) 実習中に知り得た個人情報等については、実習中はもちろん、実習終了後も一切外部に漏らさないこと。
- (4) 実習に関して知り得た情報や撮影した写真等を、SNS その他インターネット上に無断で掲載しないこと。
- (5) 市民に不快感・不信感を与えないよう、服装や言葉遣いに十分配慮すること。
- (6) 実習開始時刻に遅れないこと。交通機関や経路については、事前に確認しておくこと。
- (7) 無断で休まないこと。体調不良等やむを得ない場合は、実習開始時刻前に市総務部人事課

(以下「人事課」という。)に必ず連絡をすること。

10 実習時間

実習時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとし、それを超える場合は受入部署の所属長が判断する。

11 実習費用

市は、実習に要する費用を徴収しない。

12 実習成果等の報告

実習をより効果的にするため、実習生は、実習の翌日までにインターンシップ日誌(様式5)を提出し、実習終了後、1箇月以内にインターンシップ実習レポート(様式6)(学校において所定の様式のある場合には代用可)及びインターンシップ実習アンケート(様式7)を人事課に提出する。受領後、人事課はインターンシップ評価書(様式8)を学校へ提出するものとする。

13 災害補償等

- (1) 学校はインターンシップへの参加に当たって、その実習生に関し災害傷害保険、賠償責任保険等に加入しなければならない。なお、学校は加入を証する書類の写しを、実習が開始する前までに市に提出しなければならない。
- (2) インターンシップに係る実習に伴い、当該実習生が災害に遭ったときは、学校により対応するものとする。
- (3) 実習生が市、その他職員又は第三者に損害を与えたときは、学校及び当該実習生がその賠償の責めを負わなければならない。

14 実習環境の確保及びハラスメントの防止

- (1) 市は、実習生が安心して実習に参加できるよう、ハラスメントの防止その他良好な実習環境の確保に努めるものとする。
- (2) 実習生は、実習期間中にハラスメントその他実習の継続に支障を来たす事案が発生した場合には、人事課に相談し、又は必要な対応を求めることができる。
- (3) 市は、前号の相談があった場合、適切かつ迅速に対応するとともに、相談した実習生に対し、当該相談を理由として不利益な取り扱いをしてはならない。

15 実習の中止

市は、実習生が第9項の規定に違反した場合及び市の業務に支障を来たすと認めた場合には、直ちに実習を中止することができる。この場合において、市は、当該実習生にその旨を通知するものとする。

16 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は別に定める。
- (2) インターンシップに係る実習の実施について、疑義等が生じた事項については、市が学校及び実習生と協議して決定するものとする。

附 則

この要領は平成19年6月26日から施行する。

附 則

この要領は令和8年4月1日から施行する。